

○ 土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後						改 正 前					
（軽微な変更） 第 11 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 1～4（略） 5 別表の事業等の欄に掲げる（7）の事業に係るものにあつては、採択基準等の項の（1）から <u>（5）</u> までの事業に要する経費（間接補助事業にあつては、当該間接補助事業に要する経費）のそれぞれの 30 パーセントを超える増減及び相互間の流用以外の変更 6～8（略）						（軽微な変更） 第 11 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 1～4（略） 5 別表の事業等の欄に掲げる（7）の事業に係るものにあつては、採択基準等の項の（1）から <u>（6）</u> までの事業に要する経費（間接補助事業にあつては、当該間接補助事業に要する経費）のそれぞれの 30 パーセントを超える増減及び相互間の流用以外の変更 6～8（略）					
別表（第 3 関係）						別表（第 3 関係）					
事業等	事業等又は 補助対象事業の区分	採択基準等	補 助 率		摘要	事業等	事業等又は 補助対象事業の区分	採択基準等	補 助 率		摘要
			都府県	北海道					都府県	北海道	
(1)・(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(1)・(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 全国 土地改良事業 団体連合会が行う土	(削る。) (削る。)	(略)			「事業等又は補助対象事業の区分」欄	(3) 全国 土地改良事業 団体連合会が行う土	<u>土地改良施設維持管理適正化事業</u> <u>(1) 土地改良施設維持</u>	(略)			「事業等又は補助対象事業の区分」欄

地改良 施設維持管理 適正化事業	<u>1 整備補修事業</u> <u>(1) 一般型</u> <u>(2) 連携管理保全型</u> <u>2 施設改善対策事業</u> <u>3・4</u> (略)				の <u>1</u> の <u>(1)、2</u> <u>及び3</u> の事業 にあつては、 土地改良区等 が行う土地改良施設 の整備補修に要する 経費の 9/10 に充てる額の 1/3 以内。 「 <u>事業等又は補助対象事業の区</u>
地改良 施設維持管理 適正化事業	<u>持管理適正化事業</u> (新設) <u>(2) 施設改善特別対策事業</u> <u>(3)・(4)</u> (略)				の <u>(1)～(3)</u> の事業 にあつては、 土地改良区等 が行う土地改良施設の整備補修に要する 経費の 9/10 に充てる額の 1/3 以内。 「事業等又は補助対象事業の区分」欄

分」欄
の 1 の
(2) の
事業に
あって
は、土
地改良
区等が
行う土
地改良
施設の
整備補
修に要
する経
費 の
40%以
内。

「事業
等又は
補助対
象事業
の 区
分」欄
の 4 の
事業に

の (4)
の事業
にあつ
ては、
土地改
良区等
が行う
土地改
良施設
の整備
に要す
る経費
の 2分
の 1 以
内。
土地改
良施設
維持管
理適正
化事業
に係る
事務に
ついて
は、当
該事務

					あつては、土地改良区等が行う土地改良施設の整備に要する経費の50%以内。 土地改良施設維持管理適正化事業に係る事務については、当該事務に要する経費						に要する経費の 50%以内
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------

					の 50 %以内
(4)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 都道府県が行う土地改良融資事業等指導監督並びに市町村、都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区が行う土地改良融資	土地改良融資事業等指導監督	土地改良事業の実施に関し必要とされる指導、監督等であつて、次に掲げるもの (1) 都道府県が行う <u>土地改良区機能強化支援事業</u> (2) 市町村、都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区が行う <u>土地改良区機能強化支援事業</u> （都道府県土地改良事業団体連合会が行う <u>土地改良区の経営</u>	(略)	(略)	(略)

(4)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 都道府県が行う土地改良融資事業等指導監督並びに市町村、都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区が行う土地改良融資	土地改良融資事業等指導監督	土地改良事業の実施に関し必要とされる指導、監督等であつて、次に掲げるもの (1) 都道府県が行う <u>土地改良区体制強化事業</u> (2) 市町村、都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区が行う <u>土地改良区体制強化事業</u> （都道府県土地改良事業団体連合会が行う <u>市町村単位での合併</u>	(略)	(略)	(略)

事業等 指導監督に要 する経 費に対 し都道 府県が 補助す る事業 並びに 公募団 体が行 う土地 改良融 資事業 等指導 監督		<u>診断・改善指導</u> 及び基幹水利施 設省エネルギー 化技術実践向上 研修<u>並びに土地 改良区が行う水 土里ビジョン策 定推進対策</u>を除 く。)に要する経 費に対し、都道 府県が補助する 事業 (3) 都道府県土地 改良事業団体連 合会が行う<u>土地 改良区機能強化 支援事業</u>のうち <u>土地改良区の経 営診断・改善指 導</u>及び基幹水利 施設省エネルギ ー化技術実践向 上研修<u>並びに土 地改良区が行う</u>				事業等 指導監督に要 する経 費に対 し都道 府県が 補助す る事業 並びに 公募団 体が行 う土地 改良融 資事業 等指導 監督		<u>モデル構築、複 式簿記会計に関 する巡回指導</u>及 び基幹水利施設 省エネルギー化 技術実践向上研 修を除く。)に要 する経費に対 し、都道府県が 補助する事業 (3) 都道府県土地 改良事業団体連 合会が行う<u>土地 改良区体制強化 事業</u>のうち<u>市町 村単位での合併 モデル構築、複 式簿記会計に関 する巡回指導</u>及 び基幹水利施設 省エネルギー化 技術実践向上研			
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		<u>土地改良区機能強化支援事業のうち水土里ビジョン策定推進対策</u> に要する経費に対し、都道府県が補助する事業 (4) 公募団体が行う <u>土地改良区機能強化支援事業</u> （特定被災土地改良区復興支援対策を除く。） (5) (略)						修に要する経費に対し、都道府県が補助する事業 (4) 公募団体が行う <u>土地改良区体制強化事業</u> （特定被災土地改良区復興支援対策を除く。） (5) (略)				
(8) 都道府県、市町村、農業者団体及び公募団	1 (略) 2 実施計画等策定事業	(略)	(略)	(略)		(8) 都道府県、市町村、農業者団体及び公募団	1 (略) 2 実施計画等策定事業	(略)	(略)	(略)		

体が行 う農業 競争力 強化農 地整備 事業、 市町村 及び土 地改良 区等が 行う農 業競争 力強化 農地整 備事業 に要す る経費 に対し 都道府 県が補 助する 事業	(1) 実施計 画策定事 業	(略)	(1)～(4) (略)	(1)・(2) (略)	
			(5) <u>次のい ずれかに 掲げる地 域又は地 区で行う ものにあ っては、 (1) から (4)までの 規定にか かわらず 定額(ただ し、最長4 年間(エに あっては 2年間) で、2の (2)の経営 体育成促 進換地等 調整事業 における</u>	(3) <u>次の いずれ かに掲 げる地 域又は 地区で 行うも のにあ って は、(1) 及び (2)の 規定に かかわ らず定 額(た だし、 最長4 年間 (エに あって は2年</u>	

体が行 う農業 競争力 強化農 地整備 事業、 市町村 及び土 地改良 区等が 行う農 業競争 力強化 農地整 備事業 に要す る経費 に対し 都道府 県が補 助する 事業	(1) 実施計 画策定事 業	(略)	(1)～(4) (略)	(1)・(2) (略)	
			(5) 水田農 業高収益 化計画(水 田農業高 収益化推 進計画の 策定につ いて(令和 2年4月 1日付け 元生産第 2167号・ 元農振第 3757号・ 元政統第 2085号農 林水産省 生産局長・ 農村振興 局長・政策 統括官通 知)に基づ	(3) 水田 農業高 収益化 計画 <u>若 しくは 輸出事 業計画 の策定 地域で 行うも の又は スマー ト農業 導入推 進計画 を作成 した地 区で行 うもの にあっ ては、 (1) 及</u>	

			<u>交付額と合わせて5,000万円(エにあつては2,500万円)を上限とする。)</u> <u>ア</u> 水田農業高収益化計画(水田農業高収益化推進計画の策定について(令和2年4月1日付け元生産第2167号・元農振第	<u>間)で、2の(2)の経営体育成促進換地等調整事業における交付額と合わせて5,000万円(エにあつては2,500万円)を上限とする。)</u> <u>ア</u> 水田農業高収益化計画(水田農業高収益化推進計画の策定について(令和2年4月1日付け元生産第2167号・元農振第			いて都道府県が策定した計画をいう。以下同じ。) <u>若しくは</u>輸出事業計画(輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づいて認定された輸出事業計画をいう。以下同じ。)の策定地域 <u>で行うもの又はス</u>	<u>び(2)の規定にかかわらず、定額(ただし、最長4年間で、2の(2)の経営体育成促進換地等調整事業における交付額と併せて5,000万円を上限とする。)</u>	
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

			3757号・ 元政統 第2085 号農林 水産省 生産局 長・農村 振興局 長・政策 統括官 通知)に 基づい て都道 府県が 策定し た計画 をいう。 以下同 じ。) <u>の</u> <u>策定地</u> <u>域</u> <u>イ</u> 輸出事 業計画 (輸出 事業計	益化 計画 <u>の策</u> <u>定地</u> <u>域</u> <u>イ</u> 輸出 事業 計画 の策 定地 域 <u>ウ</u> スマ ート 農業 導入 推進 計画 を作 成し た地 区 <u>又</u> <u>は連</u> <u>携管</u> <u>理保</u> <u>全計</u>				マート農 業導入推 進計画(農 業競争力 強化農地 整備事業 実施要領 (平成30 年3月30 日付け29 農振第 2605号・ 29生畜第 1500号農 村振興局 長・生産局 長通知) <u>別</u> <u>紙2の第</u> <u>6の1の</u> <u>規定に基</u> <u>づいて都</u> <u>道府県が</u> <u>策定した</u> <u>計画</u> をい う。以下こ		
--	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--

			画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。以下同じ。）の策定地域	<u>画にスマート農業導入推進計画の内容が記載されている地区</u>				の区分において同じ。）を作成した地区で行うものにあつては、		
			<u>ウ</u> スマート農業導入推進計画（農業競争力	<u>エ 次に掲げる整備の全て（中山間地域にあっては、次</u>				<u>(1) から (4) までの規定にかかわらず定額（ただし、最長 4 年間で、2 の (2) の経営体育成促進換地等調整事業における交付額と併せて 5,000 万円を上限とする。）</u>		

強化農
地整備
事業実
施要領
(平成
30年3
月30日
付け29
農振第
2605号・
29生畜
第1500
号農村
振興局
長・生産
局長通
知) 別紙
2の第
5の1
の(3)
のスマ
ート農
業導入
推進計
画をい

に掲
げる
整備
のい
ずれ
か)を
予定
して
おり、
省力
化整
備計
画を
作成
した
地区
又は
連携
管理
保全
計画
に省
力化
整備
計画

う。以下	<u>の 内</u>
こ の 区	<u>容 が</u>
分 に お	<u>記 載</u>
い て 同	<u>さ れ</u>
じ。) を	<u>て い</u>
作 成 し	<u>る 地</u>
た 地 区	<u>区</u>
<u>又 は 連</u>	<u>(7) 3</u>
<u>携 管 理</u>	<u>ヘク</u>
<u>保 全 計</u>	<u>ター</u>
<u>画 (土地</u>	<u>ル以</u>
<u>改 良 法</u>	<u>上の</u>
<u>第 57 条</u>	<u>区画</u>
<u>の 11 第</u>	<u>(隣</u>
<u>1 項 に</u>	<u>接す</u>
<u>規 定 す</u>	<u>るほ</u>
<u>る 連 携</u>	<u>場と</u>
<u>管 理 保</u>	<u>均平</u>
<u>全 計 画</u>	<u>が図</u>
<u>をいう。</u>	<u>られ</u>
<u>以 下 同</u>	<u>てお</u>
<u>じ。) に</u>	<u>り、</u>
<u>ス マ ー</u>	<u>簡易</u>
<u>ト 農 業</u>	<u>な畦</u>
<u>導 入 推</u>	<u>畔除</u>

<u>進 計 画</u>	<u>去 に</u>
<u>の 内 容</u>	<u>よ り</u>
<u>が 記 載</u>	<u>3 へ</u>
<u>さ れ て</u>	<u>ク タ</u>
<u>い る 地</u>	<u>ー ル</u>
<u>区</u>	<u>以 上</u>
<u>エ 次 に 掲</u>	<u>と な</u>
<u>げ る 整</u>	<u>る 区</u>
<u>備 の 全</u>	<u>画 を</u>
<u>て (中 山</u>	<u>含</u>
<u>間 地 域</u>	<u>む。)</u>
<u>(農 業</u>	<u>の 整</u>
<u>競 争 力</u>	<u>備</u>
<u>強 化 農</u>	<u>(i) 畦</u>
<u>地 整 備</u>	<u>畔 や</u>
<u>事 業 実</u>	<u>施 設</u>
<u>施 要 領</u>	<u>等 の</u>
<u>別 紙 1</u>	<u>維 持</u>
<u>第 2 の</u>	<u>管 理</u>
<u>4 に 示</u>	<u>や 水</u>
<u>す 地 域</u>	<u>管 理</u>
<u>を い う。</u>	<u>の 省</u>
<u>以 下 こ</u>	<u>力 化</u>
<u>の 区 分</u>	<u>を 図</u>
<u>に お い</u>	

--	--	--	--	--	--

			<u>て 同</u> <u>じ。)</u> に <u>あって</u> <u>は、次に</u> <u>掲げる</u> <u>整備の</u> <u>いずれ</u> <u>か)を予</u> <u>定して</u> <u>おり、省</u> <u>力化整</u> <u>備計画</u> <u>(農業</u> <u>競争力</u> <u>強化農</u> <u>地整備</u> <u>事業実</u> <u>施要領</u> <u>別紙2</u> <u>の第5</u> <u>の1の</u> <u>(4)の</u> <u>省力化</u> <u>整備計</u> <u>画をい</u>	<u>る整</u> <u>備</u>	
--	--	--	--	-----------------------	--

			う。以下 この区 分にお いて同 じ。)を 作成し た地区 又は連 携管理 保全計 画に省 力化整 備計画 の内容 が記載 されて いる地 区 (7) 2へ クター ル以上 の区画 (隣接 するほ 場と均		
--	--	--	--	--	--

[illegible]

	換地等調整事業		(5) <u>次のいずれかに掲げる地域又は地区で行うものにあつては、(1) から(4)までの規定にかかわらず定額(ただし、最長4年間(エにあつては2年間)で、2の(1)の実施計画策定事業における交付額と合わせて5,000万</u>	(3) <u>次のいずれかに掲げる地域又は地区で行うものにあつては、(1)及び(2)の規定にかかわらず定額(ただし、最長4年間(エにあつては2年間)で、2の</u>			換地等調整事業		(5) 水田農業高収益化計画 <u>若しくは輸出事業計画の策定地域で行うもの又はスマート農業導入推進計画を作成した地区で行うものにあつては、(1)から(4)までの規定にかかわらず定額(ただし、最長4年間で、2の(1)の実施</u>	(3) 水田農業高収益化計画 <u>若しくは輸出事業計画の策定地域で行うもの又はスマート農業導入推進計画を作成した地区で行うものにあつては、(1)及び(2)の規定</u>	
--	---------	--	---	--	--	--	---------	--	---	---	--

			<u>円(エにあ</u> <u>っ て は</u> <u>2,500 万</u> <u>円)を上限</u> <u>とする。)</u> <u>ア</u> 水田農 業 高 収 益 化 計 画 の 策 定地域 <u>イ</u> 輸出事 業 計 画 の 策 定 地域 <u>ウ</u> スマー ト 農 業 導 入 推 進 計 画 を 作 成 した 地 区 <u>又 は</u> <u>連 携 管</u> <u>理 保 全</u> <u>計 画 に</u> <u>スマー</u>	<u>(1) の</u> <u>実施計</u> <u>画策定</u> <u>事業に</u> <u>おける</u> <u>交付額</u> <u>と合わ</u> <u>せ て</u> <u>5,000</u> <u>万 円</u> <u>(エに</u> <u>あって</u> <u>は</u> <u>2,500</u> <u>万円)</u> <u>を上限</u> <u>と す</u> <u>る。)</u> <u>ア</u> 水田 農 業 高 収 益 化 計 画 の 策			<u>計画策定</u> <u>事業にお</u> <u>ける交付</u> <u>額と併せ</u> <u>て 5,000</u> <u>万円を上</u> <u>限 と す</u> <u>る。)</u>	<u>にかか</u> <u>わらず</u> <u>定 額</u> <u>(ただ</u> <u>し、最</u> <u>長 4 年</u> <u>間で、</u> <u>2 の</u> <u>(1) の</u> <u>実施計</u> <u>画策定</u> <u>事業に</u> <u>おける</u> <u>交付額</u> <u>と併せ</u> <u>て</u> <u>5,000</u> <u>万円を</u> <u>上限と</u> <u>する。)</u>	
--	--	--	--	---	--	--	---	---	--

			<u>ト農業</u> <u>導入推</u> <u>進計画</u> <u>の内容</u> <u>が記載</u> <u>されて</u> <u>いる地</u> <u>区</u> <u>エ</u> 次に掲 <u>げる整</u> <u>備の全</u> <u>て(中山</u> <u>間地域</u> <u>にあっ</u> <u>ては、次</u> <u>に掲げ</u> <u>る整備</u> <u>のいず</u> <u>れか)を</u> <u>予定し</u> <u>ており、</u> <u>省力化</u> <u>整備計</u> <u>画を作</u> <u>成した</u>	<u>定地</u> <u>域</u> <u>イ</u> 輸出 事業 計画 の策 定地 域 <u>ウ</u> スマ ー ト 農業 導入 推進 計画 を作 成し た地 区 <u>又</u> <u>は連</u> <u>携管</u> <u>理保</u> <u>全計</u> <u>画に</u> <u>スマ</u> <u>ート</u>						
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<u>地区又は連携管理保全計画に省力化整備計画の内容が記載されている地区</u>	<u>農業導入推進計画の内容が記載されている地区</u>
<u>(7) 2ヘクター以上の区画（隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により2ヘ</u>	<u>エ 次に掲げる整備の全て（中山間地域にあっては、次に掲げる整備</u>

			<u>クター</u> <u>ル以上</u> <u>となる</u> <u>区画を</u> <u>含む。)</u> <u>の整備</u> <u>(イ) 畦畔</u> <u>や施設</u> <u>等の維</u> <u>持管理</u> <u>や水管</u> <u>理の省</u> <u>力化を</u> <u>図る整</u> <u>備</u>	<u>の い</u> <u>ず れ</u> <u>か)を</u> <u>予 定</u> <u>し て</u> <u>おり、</u> <u>省 力</u> <u>化 整</u> <u>備 計</u> <u>画 を</u> <u>作 成</u> <u>し た</u> <u>地 区</u> <u>又 は</u> <u>連 携</u> <u>管 理</u> <u>保 全</u> <u>計 画</u> <u>に 省</u> <u>力 化</u> <u>整 備</u> <u>計 画</u> <u>の 内</u> <u>容 が</u> <u>記 載</u>	
--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

				<u>され</u> <u>てい</u> <u>る地</u> <u>区</u> <u>(ア) 3</u> <u>ヘク</u> <u>ター</u> <u>ル以</u> <u>上の</u> <u>区画</u> <u>(隣</u> <u>接す</u> <u>るほ</u> <u>場と</u> <u>均平</u> <u>が図</u> <u>られ</u> <u>てお</u> <u>り、</u> <u>簡易</u> <u>な畦</u> <u>畔除</u> <u>去に</u> <u>より</u> <u>3へ</u>						
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

(9) 都道府県が行う農地中間管理機構関連農地整備事業、市町村及び土地改良区等が行う農地中間管理機構関連農地整備事業に要する経費に対し都道府県が補助	1 (略)	(略)	(略)	(略)	
	2 実施計画等策定事業				
	(1) 実施計画策定事業	(略)	(1)～(4) (略)	(1)・(2) (略)	
			(5) <u>次のいずれかに掲げる地域又は地区で行うものにあつては、(1)から(4)までの規定にかかわらず定額(ただし、最長4年間(エにあつては2年間))</u>	(3) <u>次のいずれかに掲げる地域又は地区で行うものにあつては、(1)及び(2)の規定にかかわらず定額(た</u>	

(9) 都道府県が行う農地中間管理機構関連農地整備事業、市町村及び土地改良区等が行う農地中間管理機構関連農地整備事業に要する経費に対し都道府県が補助	1 (略)	(略)	(略)	(略)	
	2 実施計画等策定事業				
	(1) 実施計画策定事業	(略)	(1)～(4) (略)	(1)・(2) (略)	
			(5) 水田農業高収益化計画 <u>若しくは輸出事業計画の策定地域で行うもの又はスマート農業導入推進計画(農地中間管理機構関連農地整備事業実施要</u>	(3) 水田農業高収益化計画 <u>若しくは輸出事業計画の策定地域で行うもの又はスマート農業導入推進計画</u> を作成	

する事業			<u>で、2の(2)の経営体育成促進換地等調整事業における交付額と合わせて5,000万円(エにあつては2,500万円)を上限とする。)</u> <u>ア</u> 水田農業高収益化計画の策定地域 <u>イ</u> 輸出事業計画の策定地域 <u>ウ</u> スマート農業	<u>だし、最長4年間(エにあつては2年の(2)の経営体育成促進換地等調整事業における交付額と合わせて5,000万円(エにあつては2,500万円)</u>	する事業			領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）の別紙2第6の1の規定に基づいて都道府県が策定した計画をいう。以下この区分において同じ。）を作成した地区で行うものにあつては、(1)から(4)までの	した地区で行うものにあつては、(1)及び(2)の規定にかかわらず、定額（ただし、最長4年間で、2の(2)の経営体育成促進換地等調整事業における交付額と併せ	
-------------	--	--	---	--	-------------	--	--	---	--	--

			導入推進計画 （農地中間管理機構 関連農地整備事業実施要領 （平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）の別紙2第5の1の（3）のスマート農業	<u>を上限とす</u> <u>る。）</u> <u>ア</u> 水田農業 高収益化計画 <u>の策</u> <u>定地域</u> <u>イ</u> 輸出事業 計画 の策 定地域 <u>ウ</u> スマート農業 導入 推進 計画 を作成し				<u>規定にか</u> <u>かわらず</u> <u>定額（た</u> <u>だ、最長4</u> <u>年間で、2</u> <u>の（2）の経</u> <u>営体育成</u> <u>促進換地</u> <u>等調整事</u> <u>業におけ</u> <u>る交付額</u> <u>と併せて</u> <u>5,000万</u> <u>円を上限</u> <u>とする。）</u>	<u>て</u> <u>5,000</u> <u>万円を</u> <u>上限と</u> <u>する。）</u>	
--	--	--	---	---	--	--	--	--	---	--

			<u>業 導 入</u> <u>推 進 計</u> <u>画</u> をい う。以下 こ の 区 分 に お い て 同 じ。)を 作 成 し た 地 区 <u>又 は 連</u> <u>携 管 理</u> <u>保 全 計</u> <u>画 に ス</u> <u>マ ー ト</u> <u>農 業 導</u> <u>入 推 進</u> <u>計 画 の</u> <u>内 容 が</u> <u>記 載 さ</u> <u>れ て い</u> <u>る 地 区</u> <u>エ 次 に 掲</u> <u>げ る 整</u> <u>備 の 全</u>	た 地 区 <u>又</u> <u>は 連</u> <u>携 管</u> <u>理 保</u> <u>全 計</u> <u>画 に</u> <u>ス マ</u> <u>ー ト</u> <u>農 業</u> <u>導 入</u> <u>推 進</u> <u>計 画</u> <u>の 内</u> <u>容 が</u> <u>記 載</u> <u>さ れ</u> <u>て い</u> <u>る 地</u> <u>区</u> <u>エ 次 に</u> <u>掲 げ</u> <u>る 整</u> <u>備 の</u> <u>全 て</u>						
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

			<u>て(中山</u>	<u>(中</u>	
			<u>間 地 域</u>	<u>山 間</u>	
			<u>(農 地</u>	<u>地 域</u>	
			<u>中 間 管</u>	<u>に あ</u>	
			<u>理 機 構</u>	<u>っ て</u>	
			<u>関 連 農</u>	<u>は、次</u>	
			<u>地 整 備</u>	<u>に 掲</u>	
			<u>事 業 実</u>	<u>げ る</u>	
			<u>施 要 領</u>	<u>整 備</u>	
			<u>別 紙 1</u>	<u>の い</u>	
			<u>第 2 の</u>	<u>ず れ</u>	
			<u>2 に 示</u>	<u>か) を</u>	
			<u>す 地 域</u>	<u>予 定</u>	
			<u>をいう。</u>	<u>し て</u>	
			<u>以 下 こ</u>	<u>おり、</u>	
			<u>の 区 分</u>	<u>省 力</u>	
			<u>におい</u>	<u>化 整</u>	
			<u>て 同</u>	<u>備 計</u>	
			<u>じ。) に</u>	<u>画 を</u>	
			<u>あ っ て</u>	<u>作 成</u>	
			<u>は、次に</u>	<u>し た</u>	
			<u>掲 げ る</u>	<u>地 区</u>	
			<u>整 備 の</u>	<u>又 は</u>	
			<u>い ず れ</u>	<u>連 携</u>	
			<u>か) を予</u>	<u>管 理</u>	

			<u>定して</u> <u>おり、省</u> <u>力化整</u> <u>備計画</u> <u>（農地</u> <u>中間管</u> <u>理機構</u> <u>関連農</u> <u>地整備</u> <u>事業実</u> <u>施要領</u> <u>別紙2</u> <u>の第5</u> <u>の1の</u> <u>（4）の</u> <u>省力化</u> <u>整備計</u> <u>画をい</u> <u>う。以下</u> <u>この区</u> <u>分にお</u> <u>いて同</u> <u>じ。）を</u> <u>作成し</u> <u>た地区</u>	<u>保全</u> <u>計画</u> <u>に省</u> <u>力化</u> <u>整備</u> <u>計画</u> <u>の内</u> <u>容が</u> <u>記載</u> <u>され</u> <u>てい</u> <u>る地</u> <u>区</u> <u>（ア）3</u> <u>ヘク</u> <u>ター</u> <u>ル以</u> <u>上の</u> <u>区画</u> <u>（隣</u> <u>接す</u> <u>るほ</u> <u>場と</u> <u>均平</u> <u>が図</u>	
--	--	--	--	--	--

			<u>又は連</u> <u>携管理</u> <u>保全計</u> <u>画に省</u> <u>力化整</u> <u>備計画</u> <u>の内容</u> <u>が記載</u> <u>されて</u> <u>いる地</u> <u>区</u> <u>(7) 2へ</u> <u>クター</u> <u>ル以上</u> <u>の区画</u> <u>(隣接</u> <u>するほ</u> <u>場と均</u> <u>平が図</u> <u>られて</u> <u>おり、</u> <u>簡易な</u> <u>畦畔除</u> <u>去によ</u> <u>り2へ</u>	<u>られ</u> <u>てお</u> <u>り、</u> <u>簡易</u> <u>な畦</u> <u>畔除</u> <u>去に</u> <u>より</u> <u>3へ</u> <u>クタ</u> <u>ール</u> <u>以上</u> <u>とな</u> <u>る区</u> <u>画を</u> <u>含</u> <u>む。)</u> <u>の整</u> <u>備</u> <u>(1) 畦</u> <u>畔や</u> <u>施設</u> <u>等の</u> <u>維持</u> <u>管理</u>	
--	--	--	---	---	--

			<u>クター</u> <u>ル以上</u> <u>となる</u> <u>区画を</u> <u>含む。)</u> <u>の整備</u> <u>(イ) 畦畔</u> <u>や施設</u> <u>等の維</u> <u>持管理</u> <u>や水管</u> <u>理の省</u> <u>力化を</u> <u>図る整</u> <u>備</u>	<u>や水</u> <u>管理</u> <u>の省</u> <u>力化</u> <u>を図</u> <u>る整</u> <u>備</u>						
	(2) 経営体 育成促進 換地等調 整事業	(略)	(1)～(4) (略) (5) <u>次のい</u> <u>ずれかに</u> <u>掲げる地</u> <u>域又は地</u> <u>区で行う</u> <u>ものにあ</u>	(1)・(2) (略) (3) <u>次の</u> <u>いずれ</u> <u>かに掲</u> <u>げる地</u> <u>域又は</u> <u>地区で</u>		(2) 経営体 育成促進 換地等調 整事業	(略)	(1)～(4) (略) (5) 水田農 業高収益 化計画若 しくは輸 出事業計 画の策定	(1)・(2) (略) (3) 水田 農業高 収益化 計画若 しくは 輸出事	

			<u>っては、</u> <u>(1) から</u> <u>(4)までの</u> <u>規定にか</u> <u>かわらず</u> <u>定額(ただ</u> <u>し、最長4</u> <u>年間(エに</u> <u>あっては</u> <u>2年間)</u> <u>で、2の</u> <u>(1)の実施</u> <u>計画策定</u> <u>事業にお</u> <u>ける交付</u> <u>額と合わ</u> <u>せて</u> <u>5,000万</u> <u>円(エにあ</u> <u>っては</u> <u>2,500万</u> <u>円)を上限</u> <u>とする。)</u> <u>ア 水田農</u> <u>業 高 収</u>	<u>行うも</u> <u>のにあ</u> <u>って</u> <u>は、(1)</u> <u>及び</u> <u>(2)の</u> <u>規定に</u> <u>かかわ</u> <u>らず定</u> <u>額(た</u> <u>だし、</u> <u>最長4</u> <u>年間</u> <u>(エに</u> <u>あって</u> <u>は2年</u> <u>間)で、</u> <u>2の</u> <u>(1)の</u> <u>実施計</u> <u>画策定</u> <u>事業に</u> <u>おける</u> <u>交付額</u> <u>と合わ</u>			<u>地域で行</u> <u>うもの又</u> <u>はスマー</u> <u>ト農業導</u> <u>入推進計</u> <u>画を作成</u> <u>した地区</u> <u>で行うも</u> <u>のにあっ</u> <u>ては、(1)</u> <u>から(4)ま</u> <u>での規定</u> <u>にかかわ</u> <u>らず定額</u> <u>(ただし、</u> <u>最長4年</u> <u>間で、2の</u> <u>(1)の実施</u> <u>計画策定</u> <u>事業にお</u> <u>ける交付</u> <u>額と併せ</u> <u>て5,000</u> <u>万円を上</u>	<u>業計画</u> <u>の策定</u> <u>地域で</u> <u>行うも</u> <u>の又は</u> <u>スマー</u> <u>ト農業</u> <u>導入推</u> <u>進計画</u> <u>を作成</u> <u>した地</u> <u>区で行</u> <u>うもの</u> <u>にあっ</u> <u>ては、</u> <u>(1) 及</u> <u>び (2)</u> <u>の規定</u> <u>にかか</u> <u>わらず</u> <u>定 額</u> <u>(ただ</u> <u>し、最</u> <u>長4年</u> <u>間 で、</u>	
--	--	--	---	--	--	--	---	--	--

			益 化 計 画 の 策 定地域 イ 輸出事 業 計 画 の 策 定 地域 ウ スマー ト 農 業 導 入 推 進 計 画 を 作 成 し た 地 区 又 は 連 携 管 理 保 全 計 画 に ス マ ー ト 農 業 導 入 推 進 計 画 の 内 容 が 記 載 さ れ て	<u>せ て</u> <u>5,000</u> <u>万 円</u> <u>(エに</u> <u>あつて</u> <u>は</u> <u>2,500</u> <u>万円)</u> <u>を上限</u> <u>と す</u> <u>る。)</u> <u>ア</u> 水田 農 業 高 収 益 化 計 画 の 策 定 地 域 イ 輸出 事 業 計 画 の 策 定 地 域				<u>限 と す</u> <u>る。)</u>	<u>2 の</u> <u>(1) の</u> <u>実施計</u> <u>画策定</u> <u>事業に</u> <u>おける</u> <u>交付額</u> <u>と併せ</u> <u>て</u> <u>5,000</u> <u>万円を</u> <u>上限と</u> <u>する。)</u>	
--	--	--	---	---	--	--	--	----------------------------	---	--

			<u>いる地区</u> <u>エ</u> 次に掲げる整備の全 て(中山間地域にあっ ては、次に掲げる整備 のいずれか)を予定し ており、省力化整備計 画を作成した地区又 は連携管理保全計画 に省力化整備	<u>ウ</u> スマート農業導入 推進計画を作成した 地区又は連携管理保 全計画に記載され						
--	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--

計画の 内容が 記載さ れてい る地区 (ア) 2ヘ クター ル以上 の区画 (隣接 するほ 場と均 平が図 られて おり、 簡易な 畦畔除 去によ り2ヘ クター ル以上 となる 区画を 含む。) の整備	てい る地 区 エ次に 掲げ る整 備の 全て (中 山間 地域 にあ って は、次 に掲 げる 整備 のい ずれ か)を 予定 して おり、 省力 化整
---	---

			<u>(イ) 畦畔</u> <u>や施設</u> <u>等の維</u> <u>持管理</u> <u>や水管</u> <u>理の省</u> <u>力化</u>	<u>備 計</u> <u>画 を</u> <u>作 成</u> <u>し た</u> <u>地 区</u> <u>又 は</u> <u>連 携</u> <u>管 理</u> <u>保 全</u> <u>計 画</u> <u>に 省</u> <u>力 化</u> <u>整 備</u> <u>計 画</u> <u>の 内</u> <u>容 が</u> <u>記 載</u> <u>さ れ</u> <u>て い</u> <u>る 地</u> <u>区</u> <u>(イ) 3</u> <u>ヘク</u> <u>ター</u> <u>ル以</u>	
--	--	--	--	---	--

				<u>上の</u> <u>区画</u> <u>(隣</u> <u>接す</u> <u>るほ</u> <u>場と</u> <u>均平</u> <u>が図</u> <u>られ</u> <u>てお</u> <u>り、</u> <u>簡易</u> <u>な畦</u> <u>畔除</u> <u>去に</u> <u>より</u> <u>3へ</u> <u>クタ</u> <u>ール</u> <u>以上</u> <u>とな</u> <u>る区</u> <u>画を</u> <u>含</u> <u>む。)</u>							
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

				<u>の整備</u> <u>(イ) 畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化</u>	
	3 (略)	(略)	(略)	(略)	
(10) 都道府県が行う水利施設等保全高度化事業、市町村及び土地	1 水利施設整備事業 (1) ～(8) (略) (9) <u>流域治水対策型</u>	(略) <u>水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成 30 年 3 月</u>	(略) <u>(1) 当該補助事業費又は当該</u>	(略) <u>(1) 当該補助事業費又</u>	(略)

	3 (略)	(略)	(略)	(略)	
(10) 都道府県が行う水利施設等保全高度化事業、市町村及び土地	1 水利施設整備事業 (1) ～(8) (略) (9) <u>洪水調節機能強化型</u>	(略) <u>(新設)</u>	(略) <u>(新設)</u>	(略) <u>(新設)</u>	(略)

改良区等が行う水利施設等保全高度化事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業		<u>30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知) 第 6 の要件に該当するもの</u>	<u>間接補助事業費の 50%</u> <u>(2) 沖縄県において行うもの</u> <u>にあっては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の 80%</u> <u>(3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急</u>	<u>は当該間接補助事業費の 50%</u> <u>(2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急</u>		改良区等が行う水利施設等保全高度化事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業					
---	--	---	---	---	--	---	--	--	--	--	--

[illegible]

[illegible]

									は、(1)の 規定にか かわらず、 当該補助 事業費又 は当該間 接補助事 業費の 80 % (3) 奄美群 島におい て行うも のにおい ては、(1) の規定に かかわら ず、当該補 助事業費 又は当該 間接補助 事業費の 65% (4) 緊急水 管理シス テム整備	システ ム整備 事業を 実施す るもの におい ては、 (1) の 規定に かかわ らず定 額	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

									<u>事業を実施するものにあつては、(1)～(3)の規定にかかわらず定額</u>		
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)			<u>イ 流域治水推進型</u>	<u>水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の要件に該当するもの</u>	<u>(1) 当該補助事業費の 50%</u> <u>(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 80%</u> <u>(3) 奄美群島において行うも</u>	<u>当該補助事業費の 50%</u>	

	(10)～(13) (略)	(略)	(略)	(略)	
	2・3 (略)	(略)	(略)	(略)	
(11) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12) 都道府県が行う水利施設管理強化事業、市町村及び土地改良区等が行	水利施設管理強化事業 1 (略)	(略)	(略)	(略)	
	<u>2 連携管理保全型</u>	<u>水利施設管理強化事業実施要綱</u> <u>(令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知)</u>	<u>当該補助事業費又は当該間接補助事業費の1/4</u>	<u>当該補助事業費又は当該間接補助事業費の1/4</u>	

	(10)～(13) (略)	(略)	<u>のにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%</u>	(略)	
	2・3 (略)	(略)	(略)	(略)	
(11) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12) 都道府県が行う水利施設管理強化事業、市町村及び土地改良区等が行	水利施設管理強化事業 1 (略)	(略)	(略)	(略)	
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

う水利 施設管 理強化 事業に 要する 経費に 対し都 道府県 が補助 する事 業		<u>第2の2に掲げる 事業であって、水 利施設管理強化事 業実施要綱別表2 のアに該当するも の。</u>				う水利 施設管 理強化 事業に 要する 経費に 対し都 道府県 が補助 する事 業					
	<u>3</u> 特別型	<u>水利施設管理強 化事業実施要綱 (令和3年3月29 日付け2農振第 3534号農林水産事 務次官依命通知) 第2の2に掲げる 事業であって、水 利施設管理強化事 業実施要綱別表2 のイに該当するも の。</u>	<u>当該補助事 業費又は当 該間接補助 事業費の 1/2</u>	<u>当該補助 事業費又 は当該間 接補助事 業費の 1/2</u>			(新設)	(新設)	(新設)		
	<u>2</u> 特別型	水利施設管理強 化事業実施要綱 (令和3年3月29 日付け2農振第 3534号農林水産事	(略)	(略)				(略)	(略)		

		務次官依命通知) 第 2 の <u>3</u> に掲げる 事業に該当するも の。						務次官依命通知) 第 2 の <u>2</u> に掲げる 事業に該当するも の。			
	<u>4</u> 管理水 準向上型	水利施設管理強 化事業実施要綱 (令和 3 年 3 月 29 日 付 け 2 農 振 第 3534 号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知) 第 2 の <u>4</u> に掲げる 事業に該当するも の。	(略)	(略)			<u>3</u> 管理水 準向上型	水利施設管理強 化事業実施要綱 (令和 3 年 3 月 29 日 付 け 2 農 振 第 3534 号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知) 第 2 の <u>3</u> に掲げる 事業に該当するも の。	(略)	(略)	
	<u>5</u> 包括的 民間委託 推進型	水利施設管理強 化事業実施要綱 (令和 3 年 3 月 29 日 付 け 2 農 振 第 3534 号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知) 第 2 の <u>5</u> に掲げる 事業に該当するも の。	(略)	(略)			<u>4</u> 包括的 民間委託 推進型	水利施設管理強 化事業実施要綱 (令和 3 年 3 月 29 日 付 け 2 農 振 第 3534 号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知) 第 2 の <u>4</u> に掲げる 事業に該当するも の。	(略)	(略)	

	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(14) 都道府県が行う <u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業</u> 、市町村及び土地改良区等が行う <u>土</u>	<u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業</u>	<u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助)</u> 実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官依命通知)第5の2の要件に該当するもの	(略)	(略)	

	<u>5 省エネルギー化推進型</u>	<u>水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知)第2の5に掲げる事業に該当するものの。</u>	<u>定額</u>	<u>定額</u>	
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(14) 都道府県が行う <u>土地改良施設突発事故復旧事業</u> 、市町村及び土地改良区等が行う <u>土地改良</u>	<u>土地改良施設突発事故復旧事業</u>	<u>土地改良施設突発事故復旧事業(補助)</u> 実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官依命通知)第5の2の要件に該当するもの	(略)	(略)	

<u>地改良</u> <u>施設突</u> <u>発事故</u> <u>復旧・</u> <u>防止事</u> <u>業</u> に要 する経 費に対 し都道 府県が 補助す る事業						<u>施設突</u> <u>発事故</u> <u>復旧事</u> <u>業</u> に要 する経 費に対 し都道 府県が 補助す る事業					
(備考1) 1～18 (略) <u>19 令和6年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部</u> <u>改正について(令和7年4月1日付け6農振第2888号農林水産事務次官</u> <u>依命通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等</u> <u>の欄の(7)に掲げる事業については、なお従前の例による。</u>						(備考1) 1～18 (略) (新設) (備考2)～(備考6) (略) 別記様式第1号(第4関係) (略) 別紙第1 (略)					

別紙第 2

経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画

都道府県営事業の場合

事業名			地区名			施行 年度		(計) 年度～ 年度 年度～ 年度		受益 面積		ha			
費目	工種	総 量		前年度まで		本年度							翌年度以降		備考
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費	
										都道府県費	市町村費	土地改良区その他			
			円		円		円	円	%	円	円	円		円	
計															

(注) (略)

(記載要領)

1 費目欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。））、換地費（換地計画の作成及び換地処分に要する費用）、全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）、管理支援費（操作運転費、点検整備費、機械

別紙第 2

経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画

都道府県営事業の場合

事業名			地区名			施行 年度	(計) 年度～ 年度 年度～ 年度		受益 面積	ha					
費目	工種	総 量		前年度まで		本年度							翌年度以降		備考
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費	
										都道府県費	市町村費	土地改良区その他			
			円		円		円	円	%	円	円	円		円	
計															

(注) (略)

(記載要領)

1 費目欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。））、換地費（換地計画の作成及び換地処分に要する費用）、全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）、管理支援費（操作運転費、点検整備費、機械

器具費、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置付けられた土地改良区等の管理施設の管理に要する費用及び整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取組に要する費用、治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用、渇水・高温対策計画に位置付けられた取組に要する費用、特定外来生物対策計画に位置付けられた取組に要する費用、管理水準向上計画に位置付けられた最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援に要する費用及び包括的民間委託推進計画に位置付けられた包括的民間委託の推進に係る調査等の取組若しくは包括的民間委託に係る費用）及び促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用）並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、農業基盤整備促進事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費、調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）及び経理管理・指導費（外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用）を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費（基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用）並びに調査・調整費を記載すること。

器具費、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置付けられた土地改良区等の管理施設の整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取組に要する費用、治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用、管理水準向上計画に位置付けられた最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援に要する費用、包括的民間委託推進計画に位置付けられた包括的民間委託の推進に係る調査等の取組若しくは包括的民間委託に係る費用及び省エネルギー化推進計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化・コスト削減の取組若しくは管理に要する費用）及び促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用）並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、農業基盤整備促進事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費、調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）及び経理管理・指導費（外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用）を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費（基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用）並びに調査・調整費を記載すること。

団体営事業（草地畜産基盤整備事業にあっては、公社営事業）の場合

事業名				地区名 (事業主体)		()		施行 年度		年度～ 年度						
費目	工種	総 量		前年度まで		本年度							翌年度以降		備考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費		
										都道府 県費	市町村費	土地改良区 その他				
			円		円		円	円	%	円	円	円		円		
計																

(注) (略)

(記載要領)

1 (略)

2 費目欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。））、全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）、換地費（換地計画の作成及び換地処分に要する費用）、管理支援費（操作運轉費、点検整備費、機械器具費、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機

団体営事業（草地畜産基盤整備事業にあっては、公社営事業）の場合

事業名				地区名 (事業主体)		()		施行 年度		年度～ 年度					
費目	工種	総 量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量		事業費
										都道府 県費	市町村費	土地改良区 その他			
			円		円		円	円	%	円	円	円		円	
計															

(注) (略)

(記載要領)

1 (略)

2 費目欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。））、全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）、換地費（換地計画の作成及び換地処分に要する費用）、管理支援費（操作運轉費、点検整備費、機械器具費、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機

能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置づけられた土地改良区等の管理施設の管理に要する費用及び整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取り組みに要する費用、治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用、渇水・高温対策計画に位置付けられた取組に要する費用、特定外来生物対策計画に位置付けられた取組に要する費用、管理水準向上計画に位置付けられた最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援に要する費用及び包括的民間委託推進計画に位置付けられた包括的民間委託の推進に係る調査等の取組若しくは包括的民間委託に係る費用）及び促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用）並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、農業基盤整備促進事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、全体実施設計費、換地費、調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）及び経理管理・指導費（外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用）を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費（基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用）並びに調査・調整費を記載すること。

3～8 （略）

9 土地改良融資事業等指導監督費については、別表の事業等欄の（7）の土地改良融資事業等指導監督の採択基準等欄に掲げる事業等ごとに事業

能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置づけられた土地改良区等の管理施設の整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取り組みに要する費用、治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用、管理水準向上計画に位置付けられた最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援に要する費用、包括的民間委託推進計画に位置付けられた包括的民間委託の推進に係る調査等の取組若しくは包括的民間委託に係る費用及び省エネルギー化推進計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化・コスト削減の取組若しくは管理に要する費用）及び促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用）並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、農業基盤整備促進事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、全体実施設計費、換地費、調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）及び経理管理・指導費（外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用）を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費（基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用）並びに調査・調整費を記載すること。

3～8 （略）

9 土地改良融資事業等指導監督費については、別表の事業等欄の（7）の土地改良融資事業等指導監督の採択基準等欄に掲げる事業等ごとに事業名

名欄及び、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率及び国庫補助金以外の財源の各欄に記載するとともに次により記載すること。

- (1) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区機能強化支援事業のうち施設・財務管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に管理運営体制強化委員会開催回数、管理専門指導員設置員数、指導予定地区数及び協議会開催回数を記載すること。（指導予定地区数については、土地改良施設の診断・管理指導、土地改良区の経営診断・改善指導のそれぞれについて記載すること。）
- (2) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区機能強化支援事業のうち受益農地管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に受益農地管理強化委員会開催回数、換地選定手法指導、換地処分未了地区解消指導、財産管理制度等の活用に関する指導及び交換分合等による農用地の利用集積に関する指導の実施予定回数を記載すること。
- (3) 土地改良区が行う土地改良区機能強化支援事業のうち受益農地管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に実施予定筆数及び地積（㎡）を記載すること。
- (4) 土地改良区が行う土地改良区機能強化支援事業のうち水土里ビジョン策定推進対策又は統合整備強化対策の場合は、地区名欄に本対策の実施地区名を、本年度の事業量欄に協議会開催回数を、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率、国庫補助金以外の財源の各欄に当該事業に要する経費を費目ごとに記載すること。
- (5) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区機能強化支援事業のうち研修・人材育成にあつては、本年度の事業量欄に土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水

欄及び、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率及び国庫補助金以外の財源の各欄に記載するとともに次により記載すること。

- (1) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち施設・財務管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に管理運営体制強化委員会開催回数、管理専門指導員設置員数、指導予定地区数、事務連合早期設立支援モデル地区数、市町村単位での合併モデル地区数及び協議会開催回数を記載すること。（指導予定地区数については、土地改良施設の診断・管理指導、複式簿記会計に関する巡回指導のそれぞれについて記載すること。）
- (2) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち受益農地管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に委員会開催回数、換地選定手法指導、換地処分未了地区解消指導、財産管理制度等の活用に関する指導及び交換分合等による農用地の利用集積に関する指導の実施予定回数を記載すること。
- (3) 土地改良区が行う土地改良区体制強化事業のうち受益農地管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に実施予定筆数及び地積（㎡）を記載すること。
- (4) 土地改良区が行う土地改良区体制強化事業のうち統合整備強化対策の場合は、地区名欄に本対策の実施地区名を、本年度の事業量欄に協議会開催回数を、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率、国庫補助金以外の財源の各欄に当該事業及び指導事務に要する経費を費目ごとに記載すること。
- (5) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち研修・人材育成にあつては、本年度の事業量欄に土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務

産事務次官依命通知 第6の2に定める研修ごとに実施予定回数を記載すること。

(6) 公募団体が行う土地改良区機能強化支援事業にあつては、費目欄に各事業の公募要領に定める経費を記載すること。

10～14 (略)

別紙第3
(略)

別紙第4

土地改良施設維持管理適正化事業の場合

全 体 計 画 の 概 要

各地方連 合会 名	資金造成の明細					財 政 融 資 資 金	資 金 造 成 及 び 財 政 融 資 資 金 の 計	交付金の明細			備 考
	資金抛 出土地 改良区 等数	資金拠出区分						交付金 交付対 象土地 改良区 等数	土地改良 施設整備 補修 総事業費	交 付 金 額	
		土地改 良区等 拠出金	都道府県 補助金	国庫 補助金	計						
		円	円	円	円	円	円		円	円	

(記載要領)

- 1 整備補修事業 (一般型)、施設改善対策事業及び安全管理施設整備対策事業にあつては、「財政融資資金」及び「資金造成及び財政融資資金の計」の欄は削除する。
- 2 整備補修事業 (連携管理保全型) 及び防災減災機能等強化事業にあつては、「資金造成の明細」は「交付金の財源」と読み替えるものとし、「資金拠出区分」は「財源の拠出区分」と読み替えるものとする。

次官依命通知 第6の2に定める研修ごとに実施予定回数を記載すること。

(6) 公募団体が行う土地改良区体制強化事業にあつては、費目欄に各事業の公募要領に定める経費を記載すること。

10～14 (略)

別紙第3
(略)

別紙第4

土地改良施設維持管理適正化事業の場合

全 体 計 画 の 概 要

各地方連 合会 名	資金造成の明細					財 政 融 資 資 金	資金 造成 及び 財政 融資 資金 の計	交付金の明細			備 考
	資金拠 出土地 改良区 等数	資金拠出区分						交付金 交付対 象土地 改良区 等数	土地改良 施設整備 補修 総事業費	交 付 金 額	
		土地改 良区等 拠出金	都道府県 補助金	国庫 補助金	計						
		円	円	円	円	円	円		円	円	

(記載要領)

- 1 整備補修事業にあつては、「財政融資資金」及び「資金造成及び財政融資資金の計」の欄は削除する。
- 2 防災減災機能等強化事業にあつては、「資金造成の明細」は「交付金の財源」と読み替えるものとし、「資金拠出区分」は「財源の拠出区分」と読み替えるものとする。

別紙第 5 ・ 別紙第 6
(略)

別紙第 5 ・ 別紙第 6
(略)

附 則

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。